

☑	申請書類等	提出の要否		備考
		法人	個人事業主	
【技術的能力に関する書類】				
<input type="checkbox"/>	講習会修了証の写し	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	●講習会については手引きの6ページを確認してください。
【経理的にに関する書類】				
<input type="checkbox"/>	直前3年間の貸借対照表※	<input type="radio"/>	—	<p>※各事業年度毎に並べて提出してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●法人である申請者が、金融商品取引法第24条第1項に基づく有価証券報告書を作成しているときは、これらの書類に代えて、当該有価証券報告書を提出することができます。 ●法人税の納税に関し連結納稅制度を採用している場合、各連結事業年度における連結法人税の個別帰属額の届出書を併せて提出してください。 ●納稅證明書は、申請日前3か月以内に発行された原本に限ります。
<input type="checkbox"/>	直前3年間の損益計算書※	<input type="radio"/>	—	
<input type="checkbox"/>	直前3年間の株主資本等変動計算書※	<input type="radio"/>	—	
<input type="checkbox"/>	直前3年間の個別注記表※	<input type="radio"/>	—	
<input type="checkbox"/>	直前3年間の法人税納稅證明書 〔その1〕※	<input type="radio"/>	—	
<input type="checkbox"/>	直前3年間の所得稅納稅證明書 〔その1〕	—	<input type="radio"/>	
【運搬施設等に関する書類】				
<input type="checkbox"/>	電子車検証の写し (又は自動車検査証記録事項の写し) (船舶の場合は船舶検査証書の写し)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<ul style="list-style-type: none"> ●船舶検査証書で使用権原が確認できない場合、裸傭船契約書又は定期傭船契約書の写しも提出してください。なお、定期傭船契約については、以下の2つの条件が必要です。 ①傭船者は、船主から本船の船長及び乗組員に対する雇用契約に基づく労務供給請求権の譲渡を受けており、船長及び乗組員に対する産業廃棄物の海上運搬等に係る指揮監督を行い、傭船者の指定する産業廃棄物の海上運搬を行うものとする。 ②海上運搬に係る責任は、傭船者が一切負うものとする。
【許可証】				
<input type="checkbox"/>	神奈川県許可証の写し	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	●現在有効な許可証の写しを提出してください。
<input type="checkbox"/>	県内政令市の許可証の写し※	<input type="triangle"/>	<input type="triangle"/>	※横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市で積替・保管を含む許可を受けている場合に提出してください。
【その他】				
<input type="checkbox"/>	委任状※	<input type="triangle"/>	<input type="triangle"/>	※許可証の受け取り人が申請者以外である場合は、申請者の押印がある委任状を提出してください。

【変更届出書添付書類一覧】

以下の区分に従い、添付書類と併せて、変更届出書を提出してください。

- ※ 行政書士が書類を作成した場合は、行政書士法施行規則の規定に基づき、変更届出書の余白に職名及び氏名を記載して職印を押印してください。
- ※ 許可証の書換えを伴う変更届で、書換え後の許可証の受け取り人が申請者以外である場合は、申請者の押印がある委任状も提出してください。

<input checked="" type="checkbox"/>	申請書類	備考
【申請書類（様式）】		
<input type="checkbox"/>	変更届出書 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則 (以下「施行規則」といいます。) 様式第十一号 (特別管理産業廃棄物の場合は、施行規則様式 第十七号)	<ul style="list-style-type: none">●行政書士が書類を作成した場合は、行政書士法施行規則に基づき、変更届出書の余白に職名と氏名を記載の上、職印を押印してください。

【添付書類】

【運搬施設等に関する変更】			
項目	変更事項	<input checked="" type="checkbox"/> 添付書類	備考
1	運搬車両	<ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 既得の許可証の写し<input type="checkbox"/> 運搬車両(船舶)一覧表(参考様式)<input type="checkbox"/> 電子車検証の写し (又は自動車検査証記録事項の写し) (増車分のみ)<input type="checkbox"/> 運搬車両写真(第6面)(増車分のみ) (施行規則様式第六号の二)	<ul style="list-style-type: none">●許可申請と併せて変更届を提出する場合も添付書類は省略できません。●運搬車両(船舶)一覧表については、記載例 p6 を参照の上記載してください。●運搬車両(船舶)一覧表の参考様式は、県ホームページから取得できます。